

令和4年10月17日

第9回臨時会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
議案第 1 号	財産の取得について
議案第 2 号	令和 4 年度厚真町一般会計補正予算（第 7 号）について
承認第 1 号	専決処分（令和 4 年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号））の承認について
承認第 2 号	専決処分（令和 4 年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号））の承認について
報告第 1 号	専決処分（損害賠償額の決定）の報告について
報告第 2 号	専決処分（損害賠償額の決定）の報告について
報告第 3 号	専決処分（損害賠償額の決定）の報告について
報告第 4 号	専決処分（損害賠償額の決定）の報告について
報告第 5 号	専決処分（豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その 3）請負契約の変更）の報告について

議案第1号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和4年10月17日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 財産の名称 ゼロカーボン・モビリティ導入事業 公用電気自動車
- 2 仕様 財産の取得に関する資料のとおり
- 3 財産の種類 動産（物品）
- 4 取得の方法 指名競争入札
- 5 取得金額 9, 187, 620円
- 6 取得の相手方 北海道日産自動車株式会社
法人販売部 部長 岩間 輝

議案第2号

令和4年度厚真町一般会計補正予算（第7号）

令和4年度厚真町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,957 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,925,037 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月17日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	943,282	33,937	977,219
	2 国庫補助金	758,456	33,937	792,393
19	繰越金	632,325	3,020	635,345
	1 繰越金	632,325	3,020	635,345
	歳入合計	8,888,080	36,957	8,925,037

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	55,056	2,039	57,095
	1 議会費	55,056	2,039	57,095
2	総務費	1,093,234	735	1,093,969
	1 総務管理費	1,046,281	735	1,047,016
3	民生費	1,136,470	33,937	1,170,407
	1 社会福祉費	734,404	33,937	768,341
7	商工費	376,179	246	376,425
	1 商工費	376,179	246	376,425
	歳 出 合 計	8,888,080	36,957	8,925,037

補正額の財源内訳			
特 定	財		源
国道支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
			2,039
			735
33,937			0
			246
33,937	0	0	3,020

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費補助金	千円 72,799	千円 33,937	千円 106,736
計	758,456	33,937	792,393

1 9 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	632,325	3,020	635,345
計	632,325	3,020	635,345

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費補 助金	千円 33,937	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業補助金	千円 33,937

1 前年度繰越金	3,020	前年度決算剰余金	3,020

14款 国庫支出金 19款 繰越金

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 55,056	千円 2,039	千円 57,095	千円	千円	千円	千円 2,039
計	55,056	2,039	57,095	0	0	0	2,039

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 一般管理費	77,440	735	78,175				735
計	1,046,281	735	1,047,016	0	0	0	735

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	139,477	33,937	173,414	33,937			
-----------	---------	--------	---------	--------	--	--	--

節		説明	
区分	金額		
8 旅費	千円 2,015	0101 議員総務費	千円 1,748
18 負担金補助及び交付金	24	議員費用弁償	1,728
		諸会議負担金	20
		0201 一般管理事業	291
		職員旅費	287
		諸会議負担金	4

8 旅費	725	0201 一般管理事業	735
18 負担金補助及び交付金	10	職員旅費	725
		諸会議負担金	10

3 職員手当等	72	1326 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業	31,000
10 需用費	46	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	31,000
		1327 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務事業	2,937
11 役務費	319	超過勤務手当	72
12 委託料	2,500	消耗品費	10
		印刷製本費	36
19 扶助費	31,000	通信運搬費	114
		口座振替手数料	205
		システム改修委託料	2,500

1 款 議会費 2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
計	千円 734,404	千円 33,937	千円 768,341	千円 33,937	千円 0	千円 0	千円 0

7款 商工費

1項 商工費

2 観光費	34,324	246	34,570				246
計	376,179	246	376,425	0	0	0	246

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

1 報酬	230	0232 大沼野営場管理事業	246
8 旅費	16	委員報酬	230
		委員費用弁償	16

3款 民生費 7款 商工費

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

区分	職員数 (人)		給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	一般職	122		443,454	270,325	713,779	144,135	857,914	
	計	122							
補正前	一般職	121		443,454	270,253	713,707	144,135	857,842	
	計	121							
比較		1			72	72		72	

区分	扶養手当	管理職 手 当	住居手当	通勤手当	期末勤勉 手 当	寒冷地 手 当	特殊勤務 手 当	超過勤務 手 当	調整手当	管理職員 特別勤務 手 当	児 童 手 当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	14,776	12,636	10,764	3,989	162,278	11,399	1,966	42,783	1,069	100	8,565
補正前	14,776	12,636	10,764	3,989	162,278	11,399	1,966	42,711	1,069	100	8,565
比較								72			

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年10月17日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分する。

令和4年9月29日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

理由 令和3年度決算による消費税納付額の増額のため

令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度厚真町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ768,578千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月29日専決処分

厚真町長 宮坂尚市朗

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	327,693	9,230	336,923
	2 基金繰入金	80,920	9,230	90,150
	歳入合計	759,348	9,230	768,578

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	112,490	9,230	121,720
	1 総務管理費	112,490	9,230	121,720
	歳 出 合 計	759,348	9,230	768,578

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

4 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道基金繰入金	千円 80,920	千円 9,230	千円 90,150
計	80,920	9,230	90,150

節		説	明
区 分	金 額		
1 簡易水道基金 繰入金	千円 9,230	簡易水道基金繰入金	千円 9,230

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 112,490	千円 9,230	千円 121,720	千円	千円	千円 9,230	千円
計	112,490	9,230	121,720	0	0	9,230	0

節		説明	
区分	金額		
26 公課費	千円 9,230	0201 一般管理事業	千円 9,230
		消費税	9,230

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年10月17日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分する。

令和4年9月29日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

理由 令和3年度決算による消費税納付額の増額のため

令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度厚真町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月29日専決処分

厚真町長 宮坂尚市朗

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	127,302	372	127,674
	2 公共下水道基金繰入金	3,887	372	4,259
	歳入合計	245,300	372	245,672

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	44,668	372	45,040
	1 総務管理費	44,668	372	45,040
	歳 出 合 計	245,300	372	245,672

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

5款 繰入金

2項 公共下水道基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道基金繰入金	千円 3,887	千円 372	千円 4,259
計	3,887	372	4,259

節		説	明
区 分	金 額		
1 公共下水道基 金繰入金	千円 372	公共下水道基金繰入金	千円 372

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 44,668	千円 372	千円 45,040	千円	千円	千円 372	千円
計	44,668	372	45,040	0	0	372	0

節		説明	千円
区分	金額		
26 公課費	千円 372	0201 一般管理事業	千円 372
		消費税	372

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月17日提出



厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専 決 処 分 書

物損事故による事故の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月7日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

- 1 事故発生日時 令和4年6月9日（木）
- 2 事故発生場所 厚真町立上厚真小学校
- 3 被 害 者 

- 4 事故の概要 上記事故発生場所において、教員業務支援員が草刈作業中に、飛び石により周辺に駐車していた被害者の車両のドアガラス及び車体を破損した。
- 5 示 談 内 容 本件は、学校長の指示により実施した草刈作業中の事故であり、被害者に草刈作業を実施する旨を通知しておらず、また、飛散防止ネットを使用するなどの対策も取らなかったため、全面的に町に瑕疵があるため、本件合意に至った。
- 6 損害賠償額 50,259円

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月17日提出



厚真町長 宮坂尚市朗

専 決 処 分 書

物損事故による事故の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月7日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

- 1 事故発生日時 令和4年6月9日（木）
- 2 事故発生場所 厚真町立上厚真小学校
- 3 被 害 者 

- 4 事故の概要 上記事故発生場所において、教員業務支援員が草刈作業中に、飛び石により周辺に駐車していた被害者の車両のドアガラスを破損した。
- 5 示 談 内 容 本件は、学校長の指示により実施した草刈作業中の事故であり、被害者に草刈作業を実施する旨を通知しておらず、また、飛散防止ネットを使用するなどの対策も取らなかったため、全面的に町に瑕疵があるため、本件合意に至った。
- 6 損害賠償額 90,708円

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月17日提出



厚真町長 宮坂尚市朗

専 決 処 分 書

物損事故による事故の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年10月3日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

- 1 事故発生日時 令和4年6月9日（木）
- 2 事故発生場所 厚真町立上厚真小学校
- 3 被 害 者 

- 4 事故の概要 上記事故発生場所において、教員業務支援員が草刈作業中に、飛び石により周辺に駐車していた被害者の車両のドアガラス及び車体を破損した。
- 5 示 談 内 容 本件は、学校長の指示により実施した草刈作業中の事故であり、被害者に草刈作業を実施する旨を通知しておらず、また、飛散防止ネットを使用するなどの対策も取らなかったため、全面的に町に瑕疵があるため、本件合意に至った。
- 6 損害賠償額 577,797円

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月17日提出



厚真町長 宮坂尚市朗

専 決 処 分 書

物損事故による事故の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年10月7日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

- 1 事故発生日時 令和4年6月9日(木)
- 2 事故発生場所 厚真町立上厚真小学校
- 3 被 害 者 

- 4 事故の概要 上記事故発生場所において、教員業務支援員が草刈作業中に、飛び石により周辺に駐車していた被害者の車両の破損が疑われた。
- 5 示 談 内 容 本件は、学校長の指示により実施した草刈作業中の事故に関するものであるが、損害調査の結果、車両の破損はなかった。損害調査に要した期間の車両借上料を全面的に町が賠償することについて本件合意に至った。
- 6 損害賠償額 35,000円

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年10月17日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

専決処分書

豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その3）請負契約の変更
について

豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その3）請負契約（令和4年8月10日第7回臨時会議案第1号により議決）について、工事施工中設計変更の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり工事請負契約の変更について専決処分する。

記

契約金額「387,112,000円」を「387,013,000円」に改める。

令和4年9月20日専決処分

厚真町長 宮坂尚市朗